

小中一貫教育に関するQ & A

本Q & Aについては、次の点に留意した上で、御活用願います。

- ① 「[小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）](#)」（右記QRコード）に基づき、北海道の事例等を加えて作成しています。手引の関連するページを【関連内容】として示しています。
- ② 取組事例を紹介していますが、それぞれの取組に優劣をつけたり、単一の取組を推奨したりするものではありません。
- ③ あくまでも参考資料であり、盛り込まれている工夫についてもその全てを実施すべきという趣旨ではありません。地域や児童生徒の実態、施設の整備状況等を踏まえ、取捨選択したり、組み合わせたりするなど、創意工夫を生かした取組につなげていただきたいと思います。



【目次】

1 小中一貫教育の導入

Q 1	小中一貫教育の導入にはどのような意義がありますか。	2
Q 2	義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違いは何ですか。	3
Q 3	設置状況に応じてどのような小中一貫教育の導入に向けた取組が考えられますか。	3
Q 4	小中一貫教育を導入する手順には、どのようなものがありますか。	4
◇コラム	「評価項目・指標等を検討する際の視点」	6
Q 5	義務教育学校の校舎等の新築又は増築等に要する経費についての補助はありますか。	6
Q 6	小中一貫教育の導入に関わり、教育委員会の役割はどのようなことですか。	7

2 学校運営

Q 7	小中一貫型小学校・中学校においては、校内組織をどのように整備したらよいですか。	8
Q 8	施設分離型の取組の工夫にはどのようなものが考えられますか。	8
Q 9	義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校に勤務する際は、小・中学校の両方の免許状が必要 ですか。また、乗り入れ授業を行う際に、所有している免許状により指導に制限はありますか。	10
Q 10	コーディネーターを配置している例はありますか。また、コーディネーターに求められる 役割は何ですか。	10
Q 11	小中一貫教育に関してどのような研修を行えばよいですか。	12
◇コラム	「小学校教職員と中学校教職員での共通認識の醸成」	12
Q 12	コミュニティ・スクールと小中一貫教育には、どのような関連がありますか。	14
◇コラム	「地域とともにある学校づくり」	14

3 教育課程の編成・実施

Q 13	年間の指導計画をどのように作成するとよいですか。	15
◇コラム	「学習指導要領の確認や教科書の活用」	15
Q 14	教育課程の特例（小中一貫教科等の設定、指導内容の入替え・移行）はどのようなものですか。	16
Q 15	学年段階の区切りをどのように設定するとよいですか。	17

4 指導の工夫

Q 16	学習指導上で留意することは何ですか。	18
◇コラム	「児童生徒の学び方の傾向を踏まえた学習方略の系統」	19
Q 17	生徒指導上で留意することは何ですか。	20
Q 18	評価に当たり留意することは何ですか。	22
◇コラム	「目指す子ども像や具体的な目標等の評価」	22
Q 19	小学校高学年における教科担任制を行う際の留意事項は何ですか。	23
Q 20	小学校教員と中学校教員による相互の乗り入れ指導のメリットは何ですか。	24
Q 21	異学年交流を行うことにより期待できることは何ですか。	26

5 その他

Q 22	指導内容の入替えを行った場合、教科書は給与されるのですか。	26
Q 23	転出入に関する配慮事項は何ですか。	27
Q 24	小学生が中学校の部活動へ参加することは可能ですか。	28
Q 25	義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校では、教員の多忙感が増えますか。	28

1 小中一貫教育の導入

Q 1 小中一貫教育の導入にはどのような意義がありますか。

【関連内容】P 9～16

A 本道では、小学校と中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行うことは、義務教育の目的や目標に掲げる資質や能力、態度などを養う上で意義があるとの考えに基づき、国の動向及び本道の現状を踏まえ、小中一貫教育に関する基本的な考え方を次のように押さえています。

国においては、小中一貫教育制度の導入・推進のため、学校教育法等の一部を改正し、関係政省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行しました。同改正では、義務教育学校が制度化され、それに準じる形で小中一貫した教育を施す併設型（連携型）小・中学校も制度化されました。義務教育学校は校長1人併設型（連携型）小・中学校は学校ごとに校長が配置されます。

【小中一貫教育】

【形態】 ※①②③いずれも施設の形態（施設一体型、施設隣接型、施設分離型）は問わない。

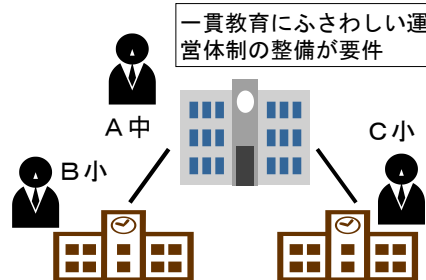
①義務教育学校

- ・新たな学校種（一つの学校）
- 一人の校長、一つの教職員組織



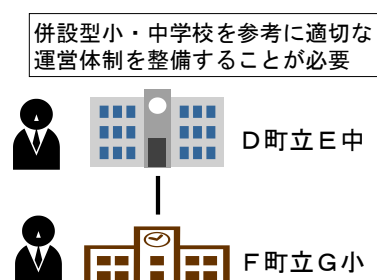
②中学校併設型小学校・小学校併設型中学校（同一の設置者）

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
- それぞれの学校に校長、教職員組織



③中学校連携型小学校・小学校連携型中学校（異なる設置者）

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
- それぞれの学校に校長、教職員組織



小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、義務教育9年間を通じて育成することを目指す資質・能力を子どもたちに確実に身に付けさせる教育の充実

これらの学校では、一貫教育に必要な独自教科の設定や、指導内容の学校種を超えた前倒し、後送りなどが可能で、教育課程編成の学校裁量権の拡大が認められています。

本道においても、小中一貫教育に取り組んでいる学校では、教職員や児童生徒の意識の高揚をはじめ、学力の向上や中1ギャップの未然防止、特別支援教育の充実や家庭・地域との連携の強化などの成果が見られることから、地域の課題に対応する特色ある教育活動の充実が期待できます。

道教委では、小中一貫教育制度を活用して小中一貫教育を推進する市町村教育委員会を支援し、その成果の普及などを通して、本道の小中一貫教育の一層の充実に取り組みます。

Q2 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違いは何ですか。

【関連内容】P17～20

- A 小中一貫教育制度には、大きく2つの形態があります。
- ① 一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）
 - ② 組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小学校・中学校）

【義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違い】

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年（前期課程6年＋後期課程3年）	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※1	所属する学校の免許状を保有していること	
の特 教 育 課 程 の 特 例	一貫教育に必要な 独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替 え・移行	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

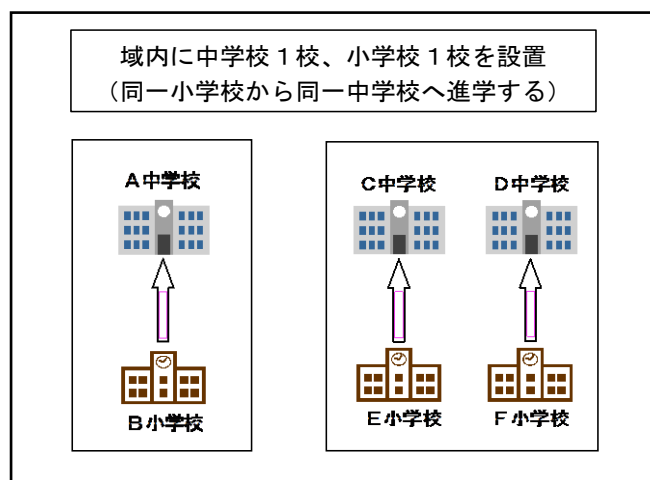
※1 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能

なお、義務教育学校を設置する際には、市町村の条例の改正が必要です。

また、小中一貫型小学校・中学校を設置する際には、教育委員会規則等において、当該小学校及び当該中学校が小中一貫教育を施すものである旨を明らかにすることなどを明記する必要があります。

Q3 設置状況に応じてどのような小中一貫教育の導入に向けた取組が考えられますか。

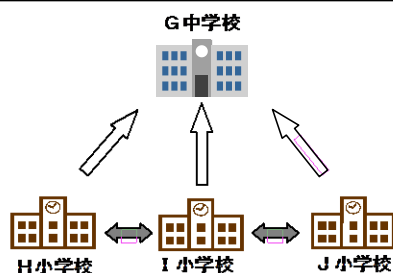
- A 各市町村においては、次のように、設置状況に応じて小中一貫教育の導入に向けた取組を進めることが必要です。



<取組例>

1つの小学校から進学する中学校が1つ設置されている場合は、小中一貫教育を推進しやすい環境にあることを生かし、これまで以上に学校段階間の連携を図るとともに、保護者や地域住民の願いを踏まえ、小・中学校の教職員が目指す子ども像を共有し、合同で9年間を通じた教育課程の編成・実施を進めていきます。

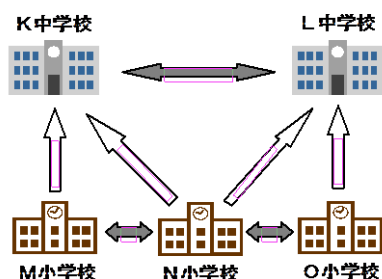
域内に中学校 1 校、小学校複数校を設置
(複数の小学校から同一中学校へ進学する)



<取組例>

複数の小学校から進学する中学校が 1 つ設置されている場合は、学校段階間の一層の連携を図るとともに、小学校間連携の一層の強化を図り、互いのよさを取り入れたり、共通した取組を行ったりすることにより、目指す子ども像の共有や 9 年間を通じた教育課程の編成・実施につなげていきます。

域内に中学校複数校、小学校複数校を設置
(複数の中学校に進学する小学校がある)



<取組例>

複数の中学校に進学する小学校が設置されている場合は、小学校間連携の一層の強化を図るとともに、中学校間でも連携を強化し、両中学校区合同で協議を行ったり、共通の目標やカリキュラムを設定したりするなどの工夫を行いながら、目指す子ども像の共有や 9 年間を通じた教育課程の編成・実施につなげていきます。

Q 4 小中一貫教育を導入する手順には、どのようなものがありますか。

【関連内容】 P 25～34

A 小中一貫教育の導入については、次の (1) から (4) の手順が考えられます。

(1) 現状把握と課題の特定

これから小中一貫教育の導入を検討する設置者・学校においては、一般論や抽象論に陥らないことが重要です。目の前の地域の実情や、子どもたちの学びや育ちの現状と課題を的確に把握し、それらの課題の解決のための「効果的な手段」として小中一貫教育を構想する必要があります。

(2) 目指す子ども像、具体的目標、評価項目・指標等の設定

地域の現状や課題を明確にするとともに、学校のビジョンのもと、中学校区内の保護者や地域住民の願いを踏まえ、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、目指す子ども像を設定することが重要です。

また、「目指す子ども像」の実現に近づくためには、児童生徒の学習の状況や地域の実態等を踏まえ、特定された課題に即したなるべく具体性をもった目標を設定することが重要です。同時に、目標を可視化する評価項目・指標を立てることが大切です。例えば、数値によって定量的に評価できる項目と質的な評価項目の双方を組み合わせたり、目標の達成状況を把握するための指標と達成に向けた取組の状況を把握するための指標をそれぞれ設けたりすることが考えられます。

(3) 具体的な計画づくり

小中一貫教育の核となるのは、義務教育9年間を見通した目標の設定とその目標の実現のための指導の一貫性の確保です。そのことを常に柱に据えながら、具体的な計画を立てていくことになります。また、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点も重要です。

個別の取組を計画するに当たっては、ねらいを明確にすることと取組の優先順位付けが大切です。目的と手段を取り違えることなく、ねらいを明確にして実効性のある具体的計画を立てることが期待されます。既に実施している学校も、一度に全ての事柄に取り組んだわけではなく、長い時間をかけて段階的・発展的に取組を積み重ね成果を上げてきています。

具体的な取組項目の選定・計画に当たっては、地域・学校の置かれた客観的な諸条件や費用対効果を踏まえて優先順位付けを行ったり、工程表を定めて段階的な取組を行ったりすることが必要となります。取り組む項目について適度な絞り込みを行うことにより、教職員全体が目標を明確に捉えることも可能となります。

(4) 導入に向けた取組の評価と改善

課題が正確に特定されており、目指す子ども像や具体的な目標、評価項目・指標が設定され、その実現のための計画が策定されていれば、評価を行うことは容易になります。成果が出ている場合は成果につながった要因を分析し、実践記録として残し、翌年度のカリキュラム等に位置付けていく、成果が出ていない場合は成果が出ていない理由を分析して改善を図っていくということが基本になります。

また、成果や課題は、視覚的に分かりやすい表やグラフなどにより可視化することが重要です。誰の目にも分かりやすいということは、教職員や学校関係者が成果を実感し、課題に向き合うためにも重要です。新たに異動してきた教職員が早期に小中一貫教育の意義を共有し、チームの一員として取組を始めるためにも効果的であると言えます。

【保護者や地域住民の理解の促進（旭川市の例）】

○ 平成28年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会・シンポジウムの開催

平成28年8月、旭川市教育委員会は、保護者や地域住民を対象に、シンポジウムを開催し、先進地である姫路市の取組発表やパネルディスカッションを実施しました。

保護者や地域住民は、小中連携・一貫教育の理解を深め、学校・家庭・地域の連携について、それぞれの役割を考えることができました。

○ 小・中学校の取組の推進

1 シンボルキャラクターの作成

平成27年4月、地域に親しまれているハルニレの巨木をモチーフに、小中連携のシンボルキャラクターを作成し、児童生徒や保護者などに周知しました。

2 ホームページによる情報の発信

平成27年10月から、旭川小学校、旭川中学校の両校のホームページに「小中連携」のメニューを追加し、保護者や地域などに小中連携に関する取組の情報を発信しました。

＜ホームページの主な内容＞

- ・シンボルキャラクター「ニレ君」のコーナー
- ・3年間のロードマップ
- ・教育実践発表会の情報
- ・キャリア教育年間指導計画など

3 地域と連携した組織の立上げ

平成28年3月、既存の地域組織「まちづくり推進協議会」から、「今後は、小中連携のための組織として生かしてほしい。」との意見があったことを踏まえ、「旭川中学校区小中連携を支える会」を設置しました。

平成28年度は、「旭川中学校区小中連携を支える会」を年度末に開催し、小中連携の推進や児童生徒の健全育成に関する情報交換などを行いました。

研修会におけるシンポジウムの様子



～ コラム：評価項目・指標等を検討する際の視点 ～

次の項目は、文部科学省の「学校評価ガイドライン」（平成 28 年改訂）において、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校において評価項目・指標等を検討する際の視点として挙げられているものです。

〔義務教育学校〕

- ・学年段階の区切りの柔軟な設定とそれらを踏まえた指導計画の実施状況
- ・9年間の系統性・連続性を強化した教育課程・指導計画の実施状況
- ・学校独自の新教科や領域の指導の実施状況
- ・多様な異学年交流の実施状況
- ・児童生徒の異学年集団におけるリーダー体験の状況
- ・一貫教育の円滑な実施に必要な組織運営体制の整備
- ・学年段階の区切りの変更による教育効果
- ・系統性・連続性の強化による学力・学習状況調査の結果の改善
- ・独自の新教科等のねらいの達成状況
- ・児童生徒のコミュニケーション能力の状況
- ・児童生徒の自己肯定感の状況
- ・一貫教育の実施に伴う校務の効率化の状況
- ・教職員の負担感・多忙感の緩和状況
- ・学習上の悩みを抱える児童生徒への対応状況
- ・不登校・いじめ・暴力行為への対応状況
- ・後期課程への進学に不安を覚える児童への対応状況
- ・小・中学校の授業観・評価観の共有状況
- ・小・中学校の指導内容の系統性に関する教職員の理解の状況

〔小中一貫型小学校・中学校〕

- ※ 〔義務教育学校〕に記載した例を準用することに加え、特に以下のような例が考えられます。
- ・一貫教育の円滑な実施に必要な組織運営上の工夫
- ・小・中学校の教職員の連携協力による指導等の実施状況
- ・同一中学校区内の小中学校間の取組の調整状況
- ※ 具体的には、英語検定の受検割合や合格者割合といった指標を掲げたり、地域を支える人材の育成を重点に掲げるのであれば、地域学習に積極的に取り組んでいる児童生徒の割合、御当地検定の合格者数や地域行事への興味関心や参加状況を掲げたりすることなども考えられます。
- また、小中一貫教育を通じて達成しようとしているねらいを踏まえ、児童生徒の落ち着きや、仲の良い後輩・憧れる先輩がいる児童生徒の割合などを評価項目・指標とすることなども考えられます。
- 各地域、各学校の子どもたちの実態を踏まえ、創意工夫を生かして目標を設定することが重要です。

Q 5 義務教育学校の校舎等の新築又は増築等に要する経費についての補助はありますか。

- A 公立の義務教育学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築に要する経費やその他改築等、事業の実施に要する経費については、公立小・中学校と同様に国庫負担等の対象となっています。
(参考)

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（抄）】

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。
この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一
- 二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

(交付金の交付等)

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

A 小中一貫教育の導入に当たっては、設置者である教育委員会が、教育長のリーダーシップの下、当該地域の子どもたちにとって小中一貫教育の導入がどのような意義をもつのか十分な検討を行い、保護者や地域住民との話し合い等を通じて理解を求めるとともに、校長や教職員に対しても取組への意識が共有されるよう説明や協議等を行うことが重要です。

特に、教育課程の特例については、4－3－2等の柔軟な学校段階の区切りの設定など、特色に応じた教育課程について、設置者の判断により実施が可能となっており、設置者として、学習指導要領に定められている内容事項が教育課程全体を通じて適切に取り扱われているか等に配慮しながら、必要な検討を行うことが求められます。

市町村教育委員会としては、

- ① 小中一貫教育導入の背景
- ② 小中一貫教育の定義、目的・目標
- ③ 小中一貫教育の基本方針、目指す子ども像や地域像、教職員像
- ④ 施設形態や学校の種類（義務教育学校なのか小中一貫型小学校・中学校なのか）

等を明らかにした上で、検証を行いながら取組を進めることが大切です。

【小中一貫教育に関する組織の設置（白糠町の例）】

○ 開校準備委員会等の設置

白糠町教育委員会では、全町で小中一貫教育を導入することから、庶路地区の「義務教育学校開校準備委員会」のほか、白糠地区、茶路地区それぞれの地区において「小中一貫教育校開設準備委員会」を設置しました。本委員会は、学校関係者、保護者、地域有識者、教育行政関係者などから構成され、校名、校章、校歌、校旗及び校訓に関することや、学校経営に関すること、学校行事、制服、運動着に関することなど、多岐にわたる事項について所管し、検討しています。

また、それぞれの地区の準備委員会における討議内容の調整を図るため、各地区代表者、学識経験者、町行政関係者、町教育行政関係者を構成員とする「白糠町小中一貫教育校総合調整会議」を設置しています。

特に、庶路小学校・庶路中学校は、平成30年4月に義務教育学校として開校することから、毎月1回、両校の全教職員が参加し、小中の合同研修日（未来を紡ぐ日）を開催し、9年間を見通した教育課程の編成をはじめ、部会ごとに義務教育学校の運営に関する準備や小中の合同研修等を行う「夢・未来創造委員会」により取組を推進しています。



2 学校運営

Q 7 小中一貫型小学校・中学校においては、校内組織をどのように整備したらよいですか。

【関連内容】P 19～20

A 中学校併設型小学校、小学校併設型中学校については、それぞれの学校に校長が配置され、教職員組織もそれぞれのため、小学校と中学校における教育を一貫して施すために、例えば、次のようにふさわしい運営の仕組みを整える必要があります。

- ・ 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
- ・ 学校運営協議会を関係校が合同で設置し、系統性を重視した教育課程の編成や学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすること
- ・ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させること

また、中学校連携型小学校、小学校連携型中学校においては、学校同士の関係性や学校間の距離等について多様な組合せが考えられることから、省令上、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定は設けられていませんが、併設型小・中学校における仕組みを参考にして、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められます。

Q 8 施設分離型の取組の工夫にはどのようなものが考えられますか。

【関連内容】P 73、74

A 施設分離型では、小学校と中学校の校舎が離れているため、児童生徒、教職員の交流が難しくなりますが、次のような取組の工夫が考えられます。

【施設分離型における工夫】

- ① 施設分離型や校区に複数の小学校がある場合
一週間のうちで曜日を決めて、複数の小学校の6年生が中学校に登校し、中学校で授業を受けることにより、中学校教員が移動せずに指導に当たることができる上、複数の小学校の児童同士による交流の日常化が期待できます。
- ② 1つの中学校区内に複数の小学校があり、「1中学校—複数小学校」の組合せで小中一貫教育を行う場合
教職員間の交流や研修等を通じて小学校同士のつながりが強まるよう配慮することにより、互いの学び合いを通してより質の高い指導や教育課程の編成を行うことが期待できます。
- ③ 1つの学校から複数の中学校に進学する場合
進学先の違いによって学習内容・方法に過度の差を生じさせないように、両中学校区で協議を行ったり、共通の目標やカリキュラムを設定したりすることにより、学校段階間における円滑な接続を図ることが期待できます。

小・中学校の連携、小学校同士の連携の際には、学習規律や生活規律のような取り組みやすいところについて、それぞれの資料を持ち寄って共通点や相違点を整理するところから始めることが考えられます。

小学校同士の連携では、運動会や学習発表会、音楽会、2分の1成人式、宿泊研修などの学校行事について、移動時の安全面に留意しつつ、共同実施していくことも考えられます。このことにより、小学校の教員同士の協働作業を加速させるとともに、中学校入学前に子ども同士の人間関係を一定程度形成することも期待できます。

【小学生の中学校登校（白糠町の例）】

白糠小学校では、児童が中学校での学習や生活に慣れるとともに、中学生の学校生活の様子に触れることで、授業準備の方法など、今後の中学校生活に生かすことを目的として、第6学年の児童が毎週火曜日、第5学年の児童が学期に1回、白糠中学校に登校する取組を行っています。中学校の校舎では、小学校と同様に学級担任の授業を受けるほか、中学校教員による乗り入れ授業を実施しています。

1学期は、児童が不安を抱くことなく登校し学校生活を送ることができるよう、中学生が普段使うことの少ない3階に児童の教室を設置し、2学期からは児童と中学生が交流しやすいよう、中学生と同じ2階に教室を移動しました。

また、3学期には生徒会が主体となった異学年交流を行うことで、児童は中学生との関わりを深めていきました。

この活動を通して、児童とともに中学校へ出勤している小学校教員が中学生の実態を理解し、小学校での学習指導に生かしたり、中学校教員が登校してくる児童と関わることで、児童の中学校生活についての不安を減らしたりするなどの効果につなげることができました。



生徒会の企画での交流の様子

【施設一体型の校舎の特徴を生かした取組（中標津町の例）】

校舎一体型の特徴を生かし、縦割り活動の充実や日課表の工夫による特色ある取組を進めています。

縦割り活動では、清掃活動など定期的な異学年交流を実施しています。また、日課表を工夫し、全校50分授業とすることで、日常的な関わりが生まれるようにしています。



定期的な縦割り班活動による異学年交流

日課表を工夫し、全校50分授業とすることで、様々な取組を円滑に実施

普通日課	
8:00	登校
8:05~ 8:15	朝の会
8:20~ 9:10	1時間目
9:15~10:05	2時間目
10:05~10:20	中休み
10:25~11:15	3時間目
11:20~12:10	4時間目
12:10~12:50	給食・片付け(歯磨き)
12:50~13:05	昼休み
13:10~14:00	5時間目
14:00~14:15	清掃
14:20~15:10	6時間目
15:15~15:25	帰りの会・学習計画
15:25~15:30	DSPタイム
15:30	下校

バス【1便】14:40【2便】15:50【部活】18:10

Q 9 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校に勤務する際は、小・中学校の両方の免許状が必要ですか。また、乗り入れ授業を行う際に、所有している免許状により指導に制限はありますか。

【関連内容】 P 75～77

A 義務教育学校の教員については、小学校及び中学校の教諭の免許状の併有を原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるものとしています。小中一貫型小学校・中学校の場合は、法律上は独立した小学校と中学校という扱いですので、教員もそれぞれの学校種の免許状をもってそれぞれの学校に配置されることとなります。

【免許状による指導の制限】

例えば、中学校の理科の免許状のみをもっている場合は、小学校（義務教育学校の前期課程）において、

- ① 理科の専科指導に当たること
- ② 総合的な学習の時間で理科に関わる指導に当たること
- ③ 道徳、特別活動を担当すること
- ④ ティーム・ティーチングにおけるT2として、所有免許状以外の教科の指導に携わること
- ⑤ 年間を通じて小学校免許状保有者が責任をもって指導評価をする場合は、所有免許状以外の教科の個別の授業においてT1を担当すること（※ 特別非常勤講師制度の活用）

小学校の免許状のみをもっている場合は、中学校（義務教育学校の後期課程）において、

- ① 全教科の習熟度別指導の1グループを担当すること
- ② 全教科のティーム・ティーチングにおけるT2として指導に携わること
- ③ 年間を通じて中学校免許状保有者が責任をもって指導評価をする場合は、個別の授業においてT1を担当すること（※ 特別非常勤講師制度の活用）

が可能です。

※ 特別非常勤講師制度を活用する場には、小学校（義務教育学校の前期課程）、中学校（義務教育学校の後期課程）のいずれにおいても、全体の指導評価を責任をもって行う免許状所有者がいれば、特定の教科の一部を担当することが可能です。この場合は、既に配置されている教員に特別非常勤講師の発令を行うこととなります。

Q10 コーディネーターを配置している例はありますか。また、コーディネーターに求められる役割は何か。

【関連内容】 P 104

A 異なる学校段階間の円滑な接続を推進する観点から、特定の教員を「小中一貫教育コーディネーター」として校務分掌に位置付けている例があります。

コーディネーターを位置付ける際には、学校の実情に応じて様々な形態が考えられます。例えば、義務教育学校の場合では、校長定数が一人減る分、総括担当の副校長や教頭などを配置することができますが、こうした者に小・中学校段階間の総合調整を担わせたり、総括担当の副校長、教頭の下にコーディネーターを位置付けたりするなどの形態も考えられます。

【コーディネーターに求められる役割の例】

- ① 小学校と中学校の間の連絡調整
- ② 小中合同の研修会の企画・運営
- ③ 児童生徒の異学年交流や教員の乗り入れ指導の調整
- ④ 小中一貫教育のカリキュラム作成の推進
- ⑤ 小中一貫教育についての保護者や地域への情報発信
- ⑥ 小中一貫教育についての学校と教育委員会との連絡調整

【コーディネーターの役割（当別町の例）】

○ 小中一貫教育のねらいを明確にし、コーディネーターを配置

学校段階間の円滑な接続を図るため、小・中学校で指導する「小中一貫教育推進講師」を配置しました。「小中一貫教育推進講師」は、指導の改善と小・中学校の相互理解が図られるよう小中一貫教育の充実に向けた取組を推進します。

○ 「小中一貫教育推進講師」の役割を明確化

「小中一貫教育推進講師」の役割を主に次の3点としました。

- ・ 小学校第6学年の算数科及び中学校全学年の数学科の授業でT・Tを行う。
- ・ 小・中学校での指導を通して、共有したい情報等を「一貫教育便り」として発信する。
- ・ 各小・中学校の「小中一貫教育掲示板」を作成する。

○ 指導の改善と相互の理解を図る「一貫教育便り」、「小中一貫教育掲示板」を作成

本町の小・中学校は施設分離型であり、小・中学校の教職員が集まる機会が限られています。そこで、小・中学校の教職員が共通理解を図り、指導の改善を進めることをねらいとし、「小中一貫教育推進講師」が、小・中学校で共有したい指導の系統性や児童生徒の実態、課題等を「一貫教育便り」にまとめ、発行しました。

また、「小中一貫教育推進講師」が、各小・中学校に「小中一貫教育掲示板」を設置し、小・中学校の取組を教職員・児童生徒・保護者等が共有できるようにしました。



「一貫教育便り」 ※一部抜粋



小中一貫教育掲示板

【コーディネーターの役割（旭川市の例）】

○ 市におけるコーディネーターの取組

平成28年度から、小中連携コーディネーターとして、学校の管理職経験者を教育委員会に2名配置し、中学校区の状況に応じて、小中連携・一貫教育に関する学校への助言や調査研究をしています。

具体的には、2名のうち1名は、文部科学省の委託事業のモデル校でもある旭川小学校と旭川中学校を中心に、別のモデル校である神居中学校区や中学校区内に1つの小学校だけの地区などを担当し、9年間を見通した教育課程を編成するなど、先行的な取組を支援しています。もう1名は、中学校区内に多くの小学校がある地区や通学区域が複雑である地区を担当し、各学校を訪問しながら、小中連携の推進に関する取組や小中連携を進める上での各地区が抱える課題に対する助言などを行っています。

○ 旭川小・中学校におけるコーディネーターの取組

1 ロードマップの作成や教育課程の編成

小・中学校で一部共通化を図った年度の重点目標に基づき、取組を具体化したロードマップを作成しました。また、キャリア教育に関する9年間を見通した教育課程を編成しました。

2 取組の企画・調整、検証

小・中合同のボランティア活動や漢字検定、部活動交流などの取組を企画するとともに、乗り入れ授業の日程を調整しました。また、取組の記録や児童生徒アンケート調査の集約をして、教職員に周知しました。

3 教職員アンケートの実施・分析

両校の学校評価と連動して、小中連携・一貫教育に関わる教職員アンケートの実施・結果分析をしました。分析結果をまとめ、全教職員に配付するとともに、次年度の取組につなげました。

4 情報の共有と発信

小・中学校の職員室や廊下に「小中連携コーナー」を設置し、先進地の調査記録や中学校区の学校だより、小中連携に関わる新聞記事などの情報を共有しました。

また、両校のホームページに「小中連携」のメニューを追加し、保護者や地域などに情報を発信しました。

5 旭川市教育委員会主催の研修会における取組の発表

旭川市小中連携・一貫教育推進研修会・コーディネーター研修会において、小・中合同研修の実施や9年間を見通したキャリア教育の推進、乗り入れ授業などの具体的な取組状況について発表をしました。



部活動交流（野球部）



「小中連携コーナー」

A 例えば、次のように、それぞれの役割に応じた協議等が行われるよう研修の方法や内容等の工夫が考えられます。

管理職研修	・設置者からの方向性や協力体制等の説明 ・ブロック別学校経営研修の開催
主任・コーディネーター研修	・「小中一貫教育推進コーディネーター」を育成する研修 ・実践事例集の作成と作成に向けての研修会 ・教務主任・研究主任対象の研修会でパイロット校の実践報告
教職員研修	・小中合同授業研究の実施（全体研修、教科や分掌ごとなどの部分研修） ・アイディアの共有や困難だったことの解決を図る実践交流会の開催

また、校内研修においては、「小中一貫交流の日」「小中一貫デー」などの研修日の設定や、小中一貫教育に取り組んでいる異なる学校の教職員間での協議、小中合同のワークショップなどが考えられます。

【北海道立教育研究所における研修】

北海道立教育研究所では、小・中学校の教職員を対象に、小中一貫・連携教育に関する研修を行っています。また、次のような研修の中で、小・中学校の管理職、教職員が関わることで、校種間の違いを知ることや円滑な接続について考えることができます。

- ・ミドルリーダーの実践力向上研修
- ・校長の学校経営力向上研修
- ・教頭の業務力向上研修
- ・副校長・教頭の業務力向上研修
- ・授業改善推進研修 等

～ コラム：小学校教職員と中学校教職員での共通認識の醸成 ～

小中一貫教育の構想に当たっては、小学校と中学校の教職員間の共通認識を醸成するために、例えば、それぞれの学校の子どもたちの良いところや伸ばしたいところ、小中一貫教育の導入により重点的に取り組みたいことなどについてワークショップ等を通じて十分に議論し合うことが大切です。

また、小・中学校は、それぞれ独自の文化を育んできており、普段使う言葉が異なったり、同じ言葉でも意味するものが微妙に異なったりすることがありますので、客観的なデータや具体物を基にして議論することが有効です。

【教職員研修会の実施（旭川市の例）】

○ 市内の教職員研修会の実施

旭川市では、平成 26 年度の管理職対象のシンポジウムをはじめとし、平成 27 年度は教職員、平成 28 年度は学校の小中連携コーディネーターを対象として、小中連携・一貫教育が必要とされる背景や課題、成果のあった実践例を学ぶなど、段階的に研修会を実施しました。

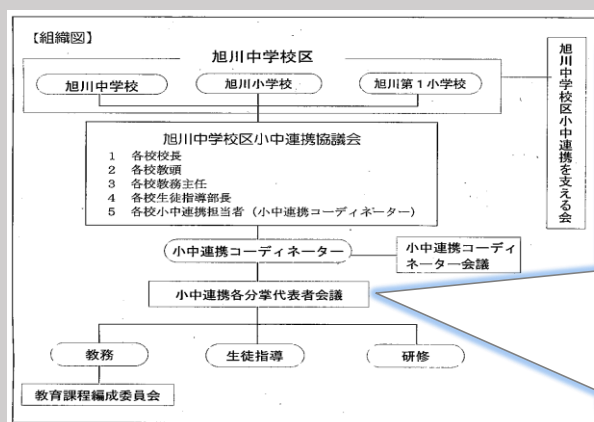
- ・平成 26 年 11 月 ・地域とともにある学校づくりシンポジウムの実施 参加者 258 名
- ・平成 27 年 8 月 ・旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の実施 参加者 575 名
- ・平成 28 年 8 月 ・旭川市小中連携・一貫教育推進研修会・コーディネーター研修会の実施

○ 小・中学校の教職員研修会の実施

1 小中連携各分掌代表者会議の実施

教職員の理解の促進を図るため、小中連携コーディネーターはもとより、教務、生徒指導、研修の代表者で構成する小中連携各分掌代表者会議を 1 学期と 2 学期の終わりに開催しました。

校務分掌の代表者が、小中連携コーディネーターと共に、小中連携の取組の進捗状況の確認や次年度の方向性などを協議しました。



＜分掌会議における主な協議事項＞

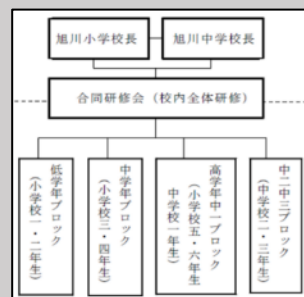
- 教 務
 - ・ スクールカレンダー及び日課表の検討
 - ・ 学力、体力向上の取組
 - ・ 9年間を見通した教育課程の編成
- 生徒指導
 - ・ 児童会、生徒会活動の連携
 - ・ 生活のきまり（規律）の交流
 - ・ 児童生徒の情報交流
 - ・ 生徒指導担当者が主催する行事や活動の企画・運営
- 研 修
 - ・ 小・中合同の校内研修体制
 - ・ 研究主題の共通化
 - ・ 小・中合同による教育実践発表会の実施

2 小・中合同の校内研修体制の整備

平成 28 年度、キャリア教育の推進や小・中学校の指導内容の系統性について、全教職員が共通理解を深めることができるよう、小・中合同の校内研修体制を一本化しました。

小・中合同の校内研修については、スクールカレンダーの調整や日課表を見直し、全教職員が集まることができる時間を確保することで、年間を通して 9 回の研修会を実施しました。

また、小・中合同の校内研修を広く普及するため、旭川市では初めての試みとして、合同での教育実践発表会を実施し、研究の成果を発信しました。



研修組織



A コミュニティ・スクールと小中一貫教育は極めて親和性が高い取組です。コミュニティ・スクールは、学校と地域をつなぐ仕組み、小中一貫教育は、小・中学校の児童生徒間、教職員間をつなぐ取組であり、いずれも児童生徒に多様な者との関わりをもたせたいという願いが共通にあります。また、コミュニティ・スクールの観点からすれば、小中一貫教育は学校と地域が連携・協働して、9年間という長いスパンで子どもの成長を継続的に支える仕掛けとも言えます。

「地域とともにある学校づくり」の観点から、学校運営協議会や学校支援組織との定期会合を開催したり、学校運営協議会等の中に小中一貫教育に関する組織を位置付けたり、小中合同で学校運営協議会等を設置したりするなどして、地域住民と教育課題や子育ての目標を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、生かしていくことなどの関連が考えられます。

小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体的に推進することにより、継続的な学校と地域の連携・協働体制を構築した上で教育活動を進めていくことが効果的です。

～ コラム：地域とともにある学校づくり ～

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、ともに新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を活用していくことが考えられます。

例えば、保護者から「家庭学習の習慣の定着が必要である」とか、地域の学校支援活動の一つとして登校時の見回りをしている方々から「挨拶をできる子どもになってほしい」といった様々な声が出てくることが想定されます。こうした声や課題も踏まえつつ、具体的な目標を設定することが重要です。

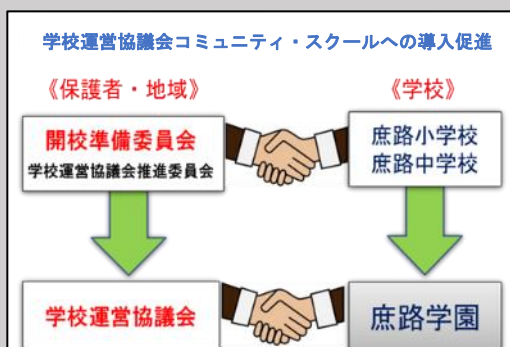
【コミュニティ・スクールの導入（白糠町の例）】

○ コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進

庶路小学校・庶路中学校では、ふるさとに誇りをもち地域とともに歩む学校を目指すことをねらいとして、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善や児童生徒の豊かな学びと育ちについて協議するなど、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を推進しています。

義務教育学校の設置に当たり、小・中学校の教員はもとより、地域住民や保護者等も含めた「義務教育学校開校準備委員会」（以下「開校準備委員会」）で目指す子ども像や目指す学校の在り方について検討していたことから、義務教育学校開校後は、「開校準備委員会」をコミュニティ・スクール導入に係る推進委員会としての役割を担う学校運営協議会に移行することを確認しました。

現在は、「開校準備委員会」を開催する際に、その前段としてコミュニティ・スクール導入に係る推進委員会を開催し、保護者、地域住民への理解促進や組織体制等、学校運営協議会の設置に向けた課題解決の方策や学校運営協議会設置後の運営方法、他機関との連携の在り方等について協議を行っています。



3 教育課程の編成・実施

Q13 年間の指導計画をどのように作成するとよいですか。

【関連内容】P 38、39

A 例えば、9年間を見通して、単元と単元の関係を系統図として整理するとともに、次のような事項を明記することが考えられます。

- ① 複数の学年で繰り返し指導するポイント
- ② 各種学力調査の正答率
- ③ 重点的に指導する単元
- ④ 他教科等との関係

このような事項を明記した年間指導計画を活用して、乗り入れ指導を効果的に取り入れたり、上学年を見通してつまづきを速やかに解消する指導や下学年の既習事項を意識した指導を充実させたり、いわゆる「重要単元」には時数を多めに配当したりするなどの工夫を行うこともできます。

また、全学年の全ての単元ごとに目標やねらい、学習内容、既習事項との関係、言語活動の位置付け、家庭学習の課題等を整理した「指導計画」を毎年度改善し、児童生徒や保護者と共有した上で、見通しをもった継続的な指導や学習支援に役立っている事例もあります。

系統図等については、作成しただけで十分に活用されていないケース、作成者が異動した後、趣旨が徹底されなくなるようなケースや、作ること自体が目的化して多忙化・多忙感の増大につながっているケースが見られます。

例えば、①学校評価や授業評価、研究授業の評価の視点等に系統図の活用状況を位置付ける、②週案・指導案の様式を作る際に、下学年の既習事項を書き入れる欄をあらかじめ設けるなどの工夫を通じて、全ての教員が系統図を活用して系統性を意識した指導の充実を図ることが大切です。



～ コラム：学習指導要領の確認や教科書の活用 ～

9年間を見通した教育課程を編成するためには、教育課程を編成する上での大綱的基準である学習指導要領の系統性をしっかりと押さえることが大切です。

例えば、学習指導要領の各学年の目標や指導事項を、教科によっては学習指導要領解説にある系統表等を参考にしながら、一覧に整理した上で、教職員全員で各学年の児童生徒の実態を当該目標との関係で再確認することが考えられます。そして、目標に達していないと判断される場合には、その差を全教職員で認識した上で、カリキュラムや指導方法の改善点を話し合い、指導の改善・充実に生かすといった校内研修の工夫も考えられます。

また、学習指導要領を踏まえて執筆される教科書においても、系統性・連続性を確保するため、様々な工夫が講じられています。基本的なことですが、これらの工夫を十分に読み取り、活用することによって、既習事項の定着を確認しながら、より多くの児童生徒に学習内容の定着を促す指導の工夫や、発展的な理解を促す指導の工夫を9年間で一貫させていくことが考えられます。また、そのような取組の前提として、小・中学校段階の教職員が互いの教科書を見て、系統性を確認したり、同じ内容でどのように扱いが違うのか等について学び合うような研修を行ったりすることも考えられます。

こうした取組を学校段階を超えて充実させていく中で、全ての教員が、当該学年の指導事項がどのように上学年の指導事項に結びついているのか、当該学年の学習を行う上で、どのような基礎知識を下学年で習得しているのかを把握し、受けもっている学年の指導事項が定着していないと、上学年の学習にどのような困難が生じるかを具体的にイメージできる状態を実現することにより、当該学年における指導の充実や指導方法の改善意欲を高めることが大切です。

【目指す子ども像の設定（当別町の例）】

1 各種調査結果を分析し、課題を明確にする。

小中一貫教育の基本計画を作成するため、教育委員及び教育委員会職員と教職員が合同で学習会を行いました。学習会では、各種調査結果の分析を基に、課題を明確にした上で、「当別町小中一貫教育に関する取組基本方針」（以下「基本方針」）を定めました。

2 小中一貫教育で目指す姿を設定する。

基本方針には、学校、家庭、地域、教育委員会等が一体となり、小中一貫教育を推進できるよう「小中一貫教育で目指す人間像、学校像、児童生徒像、地域像」を設定しました。

小中一貫教育で目指す「人間像、学校像、児童生徒像、地域像」等（一部抜粋）

目指す人間像：社会を背負う、世界にも通用する「知・徳・体」を備えた人		
目指す学校像	目指す児童生徒像	目指す地域像
- 円滑な学年移行が可能となる学校 - その学年で身に付けるべき力を全員に付けさせることができる学校 - 地域や保護者の思いが生かされ共に歩める学校 - 魅力が体感できる環境の下、先進的な取組を進める学校 等	- 将来の夢や希望を実現するために努力し、行動できる子ども - 自分を大切に、人を大切に、未来を見つめ当別を大切にできる子ども - 未来の当別を支える健全な心身をもつ子ども - 積極的に人間関係を築く力をもつ子ども - 自分の考えを自分の言葉で表現できる子ども 等	- 学校が町づくりの核である地域 - 家庭教育や学校教育を支援し、共に育む環境のある地域 - 子どもたちと人々の心温まるふれあいのある地域 - 地域の誇りや愛着の心を子どもたちに伝えていく地域 等

3 目指す姿を家庭・地域と共有する。

基本方針や各小・中学校の取組を、保護者や地域住民に説明する機会を設けたり、教育委員会ホームページに掲載したりするなどして、小中一貫教育の意義や目的、取組等を発信し、家庭や地域と目指す姿を共有しました。



保護者・地域住民への説明

Q14 教育課程の特例（小中一貫教科等の設定、指導内容の入替え・移行）はどのようなものですか。

【関連内容】P41～43

- A 義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校においては、文部科学省の指定を受けずに、小中一貫教育の長所をより生かす観点から、設置者の判断で特別の教育課程の編成を行うことが可能です。

【小中一貫教科等の設定】

- ・小中一貫教育の軸となる独自教科等（小中一貫教科等）の実施
- ・小中一貫教科等による他の各教科等の代替
- ・小中一貫教科等の授業時数による他の各教科等の授業時数の代替

【指導内容の入替え・移行】（※連携型小・中学校の場合は、設置者の判断ではできない）

- ・小学校段階及び中学校段階における各教科等の内容のうち相互に関連するものの入替え
- ・小学校段階の指導内容の中学校への後送り移行
- ・中学校段階の指導内容の小学校への前倒し移行
- ・小学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行
- ・中学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

特別の教育課程の編成を行う際は、「学習指導要領に示された内容項目を網羅すること」「児童生徒の発達の段階や各教科等の系統性・体系的に配慮すること」「別教科等から内容と時間を振り替えることになるため、相応の効果が見込める場合に創設することが基本であること」などに留意する必要があります。

小中一貫教科等の例として、「小学校における外国語科」「地域学習（ふるさと科等）」「言語能力の向上に焦点を当てた学習」「キャリア教育に関する学習」「情報活用能力の育成に関する学習」「環境教育に関する学習」などが考えられます。また、指導内容の入替え・移行については、「漢字を習得する時期を早め、習得漢字数を増やす」「小学校低学年からアルファベットや単語指導を行う」「中学校数学科の負の数や文字を用いた式の指導を小学校高学年に移行する」などが考えられます。

【独自教科の設定（当別町の例）】

1 目指す子ども像の実現を図るため、独自教科を設定する。

目指す子ども像の実現を図るとともに、小・中学校が一貫して、地域の教育資源を十分に活用し、特色ある教育の推進を図るため、「独自教科『当別みらい学』」を設定しました。

2 指導計画を作成するための体制を整備する。

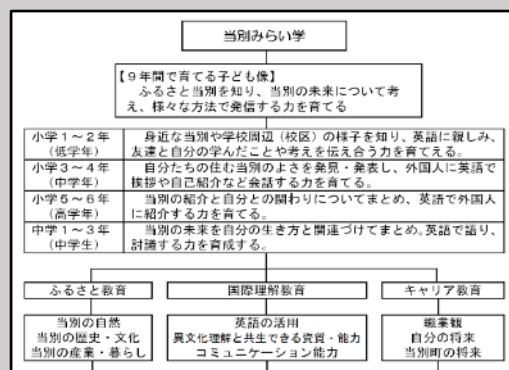
全体計画や各学年の指導計画を作成するに当たり、各小・中学校の教頭・教務主任、教育委員会職員等で構成された「カリキュラム部会」を設置し、推進体制を整備しました。

3 9年間で育てる子ども像を設定し、全体計画を作成する。

「当別みらい学」の導入が目的にならないよう、「カリキュラム部会」を中心に、「9年間で育てる子ども像」を設定するとともに、目指す子ども像の実現に向けて、発達の段階に応じた目標を設定し、系統性のある指導ができるようにしました。

学習内容は、各学校で取り組んでいる内容を「ふるさと教育」、「国際理解教育」、「キャリア教育」の3点から整理し、全体計画を作成しました。

また、全体計画を基に、学習指導要領に示された内容が網羅されているか確認し、各学年の年間指導計画を作成しました。



「当別みらい学」全体計画（一部抜粋）

Q15 学年段階の区切りをどのように設定するとよいですか。

【関連内容】P53～63

A 学年段階の区切りを変更する場合、4－3－2や5－4など様々なものがありますが、いずれも共通するのは小学校段階と中学校段階にまたがる区切りを設け、学校段階間の円滑な移行を図っているということです。

区切りを設定する際の視点としては、

- ① 区切りごとに指導上の重点を設定する
- ② ①に際し、学習面と生活面に分けたり、知・徳・体に分けたりする
- ③ ①や②とともに、各教科等の系統性を整理する際にも区切りを設定している
- ④ 最初の区切りにおいて、いわゆる「小一プロブレム」への対応の観点から幼小連携の要素を含めている

などが考えられます。

それぞれの段階における指導上の重点としては、例えば、

小学校の最初の段階	反復学習や補習による基礎・基本の徹底、学習規律・生活規律の徹底、望ましい生活リズムの定着、家庭学習の習慣の定着、幼稚園や保育所等との円滑な接続
小学校と中学校を接続する段階	予習する習慣の定着、主体的に学習に取り組む態度の育成、興味関心や自己評価に基づく学習課題の自己決定、メタ認知能力の育成
中学校の最後の段階	個性と能力の更なる伸長、興味・関心に応じた指導の更なる充実、上級学校や外部人材を活用した発展的な学習の重視、進路選択を確実にする進路指導の充実

など、児童生徒の実態を踏まえて、様々なものが考えられます。

形式的に区切りを変更するのではなく、取組のねらいや具体的な内容などを明確にする必要があります。

【学年段階の区切りの設定（中標津町の例）】

○ 「4－3－2制」による教育活動の充実

系統性を踏まえた目標を設定するとともに、発達段階に応じた指導の工夫を図り、9年間の学びを貫く教育課程の実現を目指しています。また、学年段階の区切りを意識させる教育活動の工夫を行い、児童生徒が成長や学びを実感できるようにしています。

15歳の姿を見据えて

○ 夢を紡ぐシートを基に、めざす姿を共有。
教科や特活、生活等の場面で、より具体的な姿を見据えて、**系統性のある目標作り**を行い、学年段階、発達段階に応じた、指導の工夫を行う。

① 1～4年生
（初等部）



② 5～7年生
（中等部）



③ 8～9年生
（高等部）



系統性を踏まえた目標の設定
による、学年段階、発達段階に応じた指導の工夫を図る
「夢を紡ぐシート」の取組

「夢を紡ぐ力」(9年間で身に付ける力)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
基礎的・基本的な学力	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成	基礎的・基本的な学力の育成
学習態度	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成	学習態度の育成
思考力	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成	思考力の育成
表現力	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成	表現力の育成
問題解決力	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成	問題解決力の育成
社会性	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成	社会性の育成
健康・安全	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成	健康・安全の育成
キャリア教育	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成	キャリア教育の育成
国際教育	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成	国際教育の育成
環境教育	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成	環境教育の育成
情報教育	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成	情報教育の育成
体育	体育の育成	体育の育成	体育の育成	体育の育成	体育の育成	体育の育成	体育の育成	体育の育成	体育の育成
音楽	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成	音楽の育成
美術	美術の育成	美術の育成	美術の育成	美術の育成	美術の育成	美術の育成	美術の育成	美術の育成	美術の育成
外国語	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成	外国語の育成
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成	総合的な学習の時間の育成

学年段階の区切りを意識させる教育活動を意図的に設定し、各段階での成長や学びを実感させる取組

4 指導の工夫

Q16 学習指導上で留意することは何ですか。

【関連内容】 P43～48

A 小中一貫教育を行う学校においては、小学校と中学校の教職員が連携して授業改善に取り組む中で、授業での指導方法を設定し、継続させていくことが大切です。

小学校6年生から中学校1年生になる段階で、次のような子どもがいることが明らかになっています。

- ・ 上手な勉強の仕方が分からない
- ・ 重要なところはどこかを考えて勉強する
- ・ 丸付けをした後に解き方や考え方を確かめる
- ・ 問題を解いた後にほかの解き方がないかを考える
- ・ 何が分かっているか確かめながら勉強する
- ・ 今勉強していることを既に知っていることと関連付ける

などの勉強方法を十分身に付けていない

小中一貫教育を行う学校においては、例えば、低学年、中学年、高学年とそれぞれの発達の段階に応じた予習のさせ方を工夫しつつ、特に小学校高学年においては、予習で理解できなかった箇所を明確にさせ、子どもなりの「めあて」をもって授業に臨ませるなど、自己の認知状態を客観的に診断する力である「メタ認知能力」を育み、中学校段階の学習への円滑な接続を図るなど、中学校段階を見据えつつ、小学校段階から計画的に学習方略・学習スキルの育成を図るよう留意することが大切です。

児童生徒の実態や発達の段階を踏まえて、次のようなことを決めておくことが考えられます。

【授業の流れ】

- ・ 既習事項の確認
- ・ 学習のめあて・目標の明確な提示
- ・ 教員の説明、自力解決、ペアやグループでの交流（小集団交流）、全体交流、問題演習
- ・ 授業終末の学習のまとめと振り返りの時間（理解できたこととできなかったことの整理）

【指導方法等】

- ・ 効果的なペア学習やグループ学習の進め方やグループ分けのパターン、机の配置の方法
- ・ 発表の際のいわゆる「話型」指導の適否や方法に関する考え方
- ・ 他の児童生徒が発言する際の聴き方
- ・ いわゆる「思考ツール」の活用

【学習ノートの指導方法】

- ・ 日付やめあての書き入れ方、下書きや定規の使用
- ・ 板書とノートとの関係（例：ノートの形式に合わせて板書を行う、指導案も板書ベースのものを用意する等）
- ・ 自分の意見や他の児童生徒の意見の書き方
- ・ 授業終末の振り返りの書き方
- ・ 既習事項も含めた知識と知識の関連付けに役立つ学習ノートの使い方
- ・ 教員によるノートの点検、コメントの付け方等

～ コラム：児童生徒の学び方の傾向を踏まえた学習方略の系統 ～

「小中一貫教育推進事業」の協力校の児童生徒アンケートから、次のような学び方の傾向が見られました。

【児童生徒の学び方の傾向】

〔学習意欲に関わって〕

学習する意義を感じている子どもが多いものの、学年が上がるにつれて、「知りたい」などの知的好奇心が減少していく傾向が見られます。その要因としては、自ら課題を見付け、課題解決に取り組んだ経験が少ないことが考えられます。

〔学習計画に関わって〕

全体的に学習計画の見直しを行っている子どもは少ない状況ですが、学年が上がると、行っている子どもが多くなる傾向が見られます。その要因としては、下の学年ほど、自ら計画を立てる経験が少なかったり、計画を立てても短期的であったりすることが考えられます。

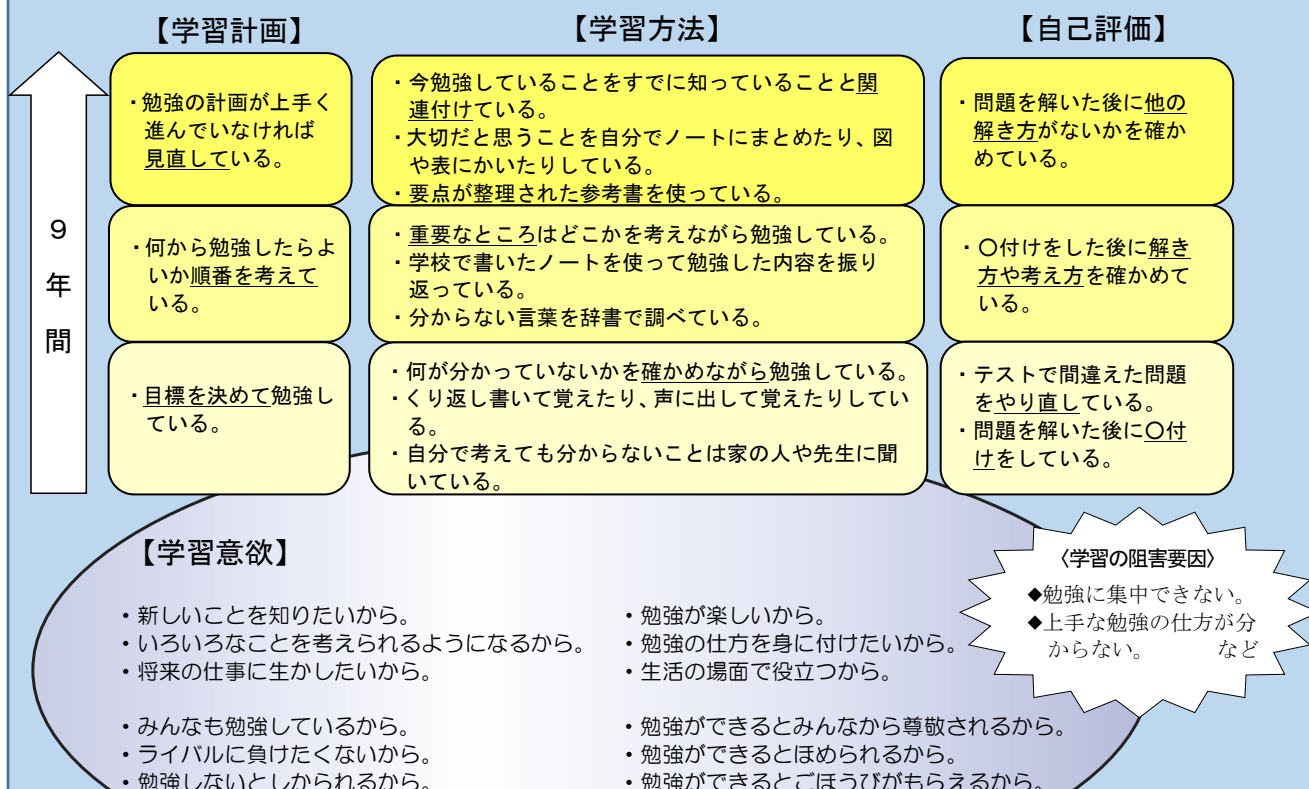
〔学習方法に関わって〕

ノートにまとめたり、図や表を活用して考えたりする子どもが少ない状況ですが、学年が上がると、行っている子どもが多くなる傾向が見られます。その要因としては、下の学年ほど、思考を伴った学習経験が少ないことが考えられます。

〔自己評価に関わって〕

丸付けをした後に解き方や考え方を確かめている子どもが少ない状況ですが、学年が上がると、行っている子どもが多くなる傾向が見られます。その要因としては、下の学年ほど、学習過程や学習内容を振り返って考える経験が少ないことが考えられます。

【学び方の傾向を踏まえた学習方略の系統のイメージ】



「小中一貫教育推進事業」の協力校の児童生徒アンケートから見られる学び方の傾向や、その傾向を踏まえた学習方略の系統のイメージを参考に、各学校の児童生徒の実態に応じた指導の工夫を図ることが大切です。

【家庭学習の取組（当別町の例）】

○ 習慣化を図るための手引の作成

児童生徒の家庭学習の習慣化を図るため、小・中学校が課題を共有し、9年間のつながりを意識した「家庭学習の手引」を作成しました。

○ 発達の段階に応じた学習の仕方の提示

「家庭学習の手引」では、第1・2学年を「親子学習」、第3・4学年を「ひとり学習」、第5・6学年を「自立学習」、中学生を「自律学習」と位置付け、家庭学習の方法や保護者の関わり方等を示しました。

○ 発達の段階に応じた家庭学習の意義や家庭の役割の提示

「家庭学習の手引」は、学習の内容や方法を示すだけでなく、発達の段階に応じた家庭学習の意義や児童生徒の学習を支える家庭の役割等も掲載し、生活指導と関連付けながら取り組めるようにしました。

○ 家庭との連携の充実

「家庭学習の手引」は、全家庭に配付し、学級懇談や家庭訪問等で取組を説明し、家庭の理解を深めるようにしました。

また、学校通信やホームページ等で、参考となる家庭学習を紹介したり、取組の成果と課題を示したりするなどして、家庭との連携に努めました。

3, 4年生・・・「ひとり学習」

学習時間

40
~50分

- 学習の基礎である「漢字、計算」の力をつける。
- 自分でできるつけをし、まちがいを直す。
- 家庭では、時々ノートや学習したものを復習はげます。

親子学習から卒業し、一歩進んで自分ひとりで勉強します。
漢字も答えを見て、自分で○つけをします。計算も答え合わせをして○をつけます。
間違えやすいできなかったところは、できるまでやり直します。

「家庭学習の手引」(第3・4学年 ※一部抜粋)

【入門期の家庭学習】

入学したばかりの子は、みんな勉強が大好きです。
このやる気まんまんの勢をのがしてはなりません！
しかし、この時期はもちろん一人では勉強できません。お家の人にほめられたい認められたい、やる気が長持ちします。
お家での決まりもつくりましょう。

- ①学校から帰ったら、「ただいま」と言う。
- ②学校のプリントをお家の人に見せる。
- ③親子学習をする(10分以内)
- ④外で遊ぶ

一年生で作った習慣は、なかなかずれません。
逆に、一年生でつけられなかった習慣は、あとでつけるのも大変です。



「家庭学習の手引」(入門期の家庭学習 ※一部抜粋)

Q17 生徒指導上で留意することは何ですか。

【関連内容】P49~50

A 各学校における生徒指導については、子ども一人一人の発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義を捉え直し、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、充実を図っていくことが必要となります。

小学校段階での規律指導と中学校段階での校則に基づく生徒指導の間には大きな差があり、保護者や生徒とのトラブル発生の原因や、学校段階間のギャップが生じる原因の一つになっているとの指摘もあります。

小中一貫教育を行う学校においては、学習活動を効果的・効率的に実施するとともに、子どもたちが安心して学べる学習環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保するなどの観点から、発達の段階に応じて表現に配慮を加えつつ、9年間を見通した学習規律・生活規律を設定することが必要です。

学習規律・生活規律の設定項目例

【授業前後】

教室移動の際のルール、着替え、チャイム着席・机上の準備、授業開始時・授業終了時の挨拶

【授業中】

正しい姿勢、起立・着座の仕方、やむを得ず離席する場合のルール、忘れ物の申告のタイミング・方法、話の聴き方、挙手の方法、級友の名前の呼び方、指名されたときの返事、机上の用具の置き方、ノートの取り方、私語の禁止

【持ち物】

机上に置いて良い持ち物、使用を許可する文房具、学校に持ってきて良いもの、用具への記名

【教育環境整備など】

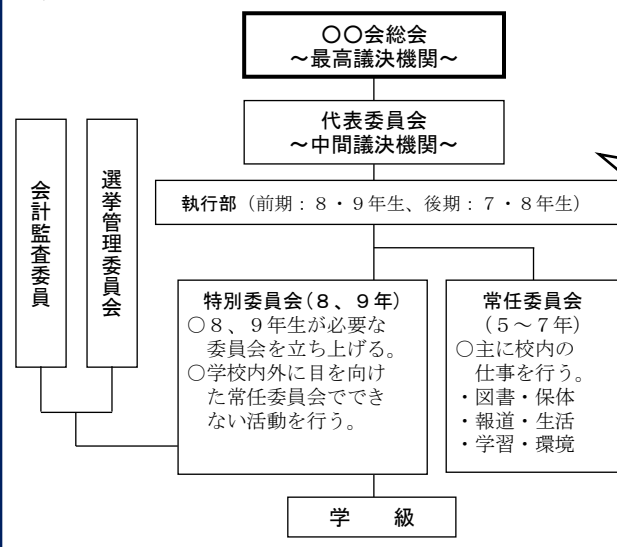
掲示物の内容・掲示場所、清掃の方法・徹底の度合い、ロッカーや机の引き出しの使い方、机のフックの使い方、靴箱の使い方、傘の立て方、給食の支度・片付け

【生徒指導の取組（中標津町の例）】

○ 「計根別スタンダード」の策定

学習活動を効果的・効率的に実施するとともに、子どもたちが安心して学べる学習環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保する工夫を図っています。また、「けねスタ会議」により教職員間の共通理解を図り、指導の一貫性を確保しています。

生徒会・児童会活動



児童生徒が必要を感じた委員会を独自に設定できる児童会及び生徒会機構の構築

学年間の連携を図る打合せ会議「けねスタ会議」の設定により、共通理解を深め指導の一貫性を確保



「学習のてびき」を活用した学習習慣の定着

けねスタ会議＜計根別スタンダード会議＞

- ◇ 1～6年生担当者けねスタ会議：毎週月曜日 16:15～
- ◇ 7～9年生担当者けねスタ会議：隔週水曜日 16:15～

誰が参加しても、どの学年で行ってもよい会議で、生徒指導や生活指導、学習規律、行事の確認など、ざっくばらんに話し合う時間です。

学校の課題は、混ざること。小中の文化やにおいがそれぞれに主張していると、あちこちで『いずさ』を感じます。校長曰く、「もともと違う文化の校種が一緒になるのだから、水と油のようなもの。よく混ぜておいしいドレッシングを作ることが大事。でも、放置しておけばまた水と油に分離してしまう」。児童生徒のためにも、よりよい学校づくりのためにも、そうならないようにとの思いもあり、先生方が中心となって立ち上げた会議です。

同じ学校内でルールが異なることは、子どものルールを軽視する態度を誘発しかねません。また、逆に学校に確固たる方針があれば、教員間で足並みをそろえることができ、指導の徹底につながるとともに、保護者との信頼関係の強化にも効果が期待できます。



A 小中一貫教育に取り組む学校においては、義務教育9年間を見据えた教育の特長を生かし、学習指導、生徒指導に生かす評価活動を充実させ、進級や進学に当たっての教員間の連携を円滑にすることが重要です。

例えば、全校児童生徒のポートフォリオをデータ化し、学習履歴、生徒指導記録、健康保健記録、関係機関相談記録などを活用しやすい形で一元的に管理することで、課題のある児童生徒を複数の教職員でサポートしたり、三者面談の際の情報確認に活用したりすることなどが考えられます。また、通知表なども過去からの蓄積が一覧できる形に改め、成長の記録を振り返ったり、学力の伸びを実感させたりする取組を行うことも考えられます。

統合型校務支援システムが導入されてきていますが、特に、9年間を見通した指導と評価を、通常の小・中学校と比べ多くの児童生徒に対して行う場合のある小中一貫校においては、個人情報の漏えい等が生じないように、教育情報セキュリティを確保しながら、ICTの積極的な活用を行うことが期待されます。また、その際、既製のパッケージを単純に導入するというよりは、一貫教育の改善充実の視点を積極的に開発業者に伝えながら、小中一貫教育に適したシステムの構築を図っていくことが考えられます。

【小学校における定期テストの取組（白糠町の例）】

白糠小学校では、第6学年の児童に対し期末テストを実施しています。（平成28年度は算数科と社会科で実施）定期テストを実施することで、児童が主体的に学習し、学習内容の確実な定着を図ることや、中学校進学を意識し、学習への緊張感や意欲の向上を図ることをねらいとしています。

テスト問題の作成に当たっては、白糠中学校の教員が助言し、白糠小学校の教員が作成しています。また、テストの結果については白糠中学校が活用している結果通知表と同様の様式で作成し、各教科の得点や順位、学級の平均点などを個人に通知しています。

期末テスト終了後、児童にアンケート調査を行ったところ、「前に学習した問題があり、難しかった」「次の期末テストに向けて、もっと早くから勉強を開始しようと思った」などの意見が見られました。その結果、次の期末テストでは、早い時期からテストに向けた学習を始めた児童が多く、各教科の平均点が上昇し、保護者からは、「子どもが主体的に家庭学習を行うようになった」との声が聞かれました。

第6学年期末テスト実施後アンケート

項目	とても そう思う	そう思う	あまり 思わない	まったく 思わない
3学期の期末テストに向けて、もっと早くに勉強を開始しようと思った	23	3	1	0
自分のテストに向けての勉強（家庭学習）が足りなかったと感じる	19	8	0	1
自分の点数やクラスでの順位が気になる	12	8	6	2

～ コラム：目指す子ども像や具体的な目標等の評価 ～

【児童生徒の学習活動の状況における評価例】

例えば、授業や行事の振り返りや、児童生徒の感想文や絵画等に見られる変化を記録し、評価資料として蓄積するポートフォリオ評価を行うことにより、目指す子ども像や具体的な目標等の評価に活用し、取組の成果や課題を明らかにすることが考えられます。

【保護者、地域住民及び教職員による評価例】

子どもの育ちを継続的に見つけている保護者や地域住民の果たす役割も大事になることから、参考情報としてアンケートを行うことのほか、保護者や地域住民と教職員がワークショップ形式で話し合う中で、多様な成果や課題を記述して取りまとめていくといった方法を採用することも考えられます。

A 小中一貫教育校における小学校高学年の教科担任制の導入形態としては、

- ① 特定教科における専科指導
- ② 学級担任間の授業交換
- ③ 専科担当教員と学級担任とのT・T

といった類型が考えられます。

また、実際の指導に当たる人員配置については、

- ① 小学校の教員だけで行う
- ② 中学校の教員が乗り入れ指導を行う
- ③ 中学校籍だった教員が小学校に移籍して指導に関わる

といった類型が考えられます。

【体制整備等の工夫】

小学校において教科担任制を導入する際の体制整備については、学校規模や導入形態によって様々ですが、例えば、

- ① 中学校への円滑な接続を図る観点から、学年が上がるにつれて段階的に関わりをもつ教員の数が増えていく指導体制を整える（例：小学校低学年は学級担任が全教科を担当し、中学年から少人数指導教員が入り、高学年から教科担任制を部分的に導入する。小学校5年生から3つの教科で教科担任制を導入し小学校6年生から5つの教科に拡大する等）
- ② 学年の指導体制を強化する観点から、教科担任は学級担任を受けもたずに学年主任を受けもつこととし、時間割を柔軟に変更することができるよう、「複数の学年をまたいで授業をもたない」というルールを決めたりしておく
- ③ 児童の健康や心理状態の観察の必要性や、特別な支援を要する児童が落ち着いて1日をスタートできるような配慮等の観点から、例えば、毎日1時限目又は月曜日の1時限目は全学級で学級担任が授業をもつというルールを決めておく
- ④ 理科や図画工作科、体育科の専科指導においては、異なる学年の授業が連続している場合、実験準備や器具、用具等の準備に支障が生じる場合があり得るため、時間割作成時に考慮を加える
- ⑤ 施設整備や空き教室の活用等により、教科担任制の導入と併せて教科教室制を導入し、学習環境という観点からも中学校への円滑な接続を図る
- ⑥ 学級の時間割のみならず、学級担任の居場所を示した学級担任の時間割を掲示しておくことにより、特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送ることができるような配慮を行う

などの工夫が考えられます。

【学級担任との円滑な連携の工夫】

学級担任制と教科担任制の長所を両立し、スムーズな連携を図る仕組みとするために、例えば、

- ① 欠席情報及び学習が欠落している単元の情報連絡ノート等で学級担任が迅速に把握できる仕組みを整えておく
- ② 補充指導の時間をあらかじめ指導計画に位置付けておく
- ③ ①の情報を基に、放課後に学級担任が補充指導を行う

などの工夫が考えられます。

また、日頃から子どもたちの情報を効果的・効率的に共有するため、例えば、

- ① 教員間の連絡ノートや校務支援システムを活用した情報共有を行う
- ② 一部教科担任制の場合には、教科担任を務める教員を学年主任とし、情報共有を進める役割を果たしてもらう
- ③ 児童の安全上支障のない時間で、隙間時間を活用して短時間の学年会をもつ
- ④ 宿題の総量が過度なものとならないよう、宿題のチェックについては教科担任を務める教員ではなく学級担任を務める教員が責任をもつ仕組みとする

などの工夫が考えられます。

【教科担任制の実施（中標津町の例）】

○ 教科担任制の実施による個に応じた指導の工夫

前期課程（1～6年生）では、社会科や音楽科などの教科で教科担任制を行い、指導の充実を図っています。教科担任制を実施する教科では、時間割を固定するなどの工夫をしています。また、後期課程（7～9年生）では、家庭学習の指導を教科担任制にし、きめ細かな指導を行っています。

□教科担任制&乗り入れ授業

1年	2年	3年	4年	5年	6年
音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽
		算数 T・T	算数 T・T	算数 T・T	算数 T・T
		理科	理科	理科	理科
				社会 T・T	社会
				体育	体育
		外国語活動 外部講師	外国語活動 外部講師	英語 ALT	英語 ALT
				図工	図工
				家庭科	家庭科

前期課程で、教科担任制を実施する教科の時間割を固定するなどの工夫により教科担任制を円滑に推進

□学年段階に応じた家庭学習支援

- 1, 2年生：担任が学習内容考えた宿題プリント
- 3, 4年生：宿題プリント+家庭学習ノート
- 5, 6年生：家庭学習ノート
生活リズムチェックシートを活用した
ふりかえりや計画作り
- 7～9年生：家庭学習担任制（T1人につき2～4名の生徒）
教科担任のほか、管理職・事務職も担当

ほくは英語を練習しようと思ってるんだ。



数学の連立方程式を復習するのね！

後期課程で家庭学習教科担任制を実施し、家庭学習の計画等について生徒一人一人にきめ細かな指導を実施



家庭学習担任制による指導

Q20 小学校教員と中学校教員による相互の乗り入れ指導のメリットは何ですか。

【関連内容】P71～75

A 相互乗り入れ指導を継続的に行うことで、次のようなメリットが期待できます。

- ① 教員同士のつながりが強くなることにより、各種の研究協議や情報交換の密度が高くなり、児童生徒理解が深まったり、学習指導・生徒指導の改善につながりやすくなったりする
- ② 学級の枠、学年の枠、学校種の枠にとどまらず、9年間を見据え、中学校卒業時点の望ましい姿をイメージしながら教育活動を行う意識が高まる
- ③ 実際に小・中学校の教職員が協働した指導を継続して行う中で、9年間の一貫した取組の必要性が一層認識され、更なる取組の充実が期待できる
- ④ 中学校教員が小学校段階での指導に関わることにより児童の中学校への進学に対する不安が一定程度解消される
- ⑤ 興味・関心が多様化する思春期前期において、中学校教員も含めた多様な教員が指導に関わることにより、子どもたちの良さを多面的に評価したり、資質や能力を伸ばしたりすることができる
- ⑥ 小学校教員が中学校での指導に関わることによって、中学校での指導の充実につながるとともに、教え子がどのように育っているのかを意識しながら小学校の指導に当たる意識が高まる
- ⑦ これらを通じて、学校段階間のギャップの緩和又は解消に資する

【小・中学校相互の乗り入れ指導の実施（旭川市の例）】

○ 実施までの流れ

① 各学校の状況の把握

小・中学校の校長は、学校のニーズや教員の配置状況等の情報を交流するとともに、小・中学校における相互の乗り入れ指導の実施状況を確認しました。

<小学校の状況>

- ・高学年の児童に算数や理科の専門的な指導を受けさせたい。
- ・書写専門の教員がいる。

実施できそうな教科
小学校「理科」
中学校「書写」

<中学校の状況>

- ・書写の専門的な指導を受けさせたい。
- ・理科担当の教員の日程などを調整できる。

② 兼務発令の申請

旭川市教育委員会を通して、北海道教育委員会に兼務発令を申請しました。

③ 相互の乗り入れ指導の計画の立案

小中連携コーディネーターは、関係する教員の日程などを調整しました。

その後、関係する教員は、留意事項を確認し、相互の乗り入れ指導の計画を立てました。

指導に当たっての留意事項

- ① 事前打合せの調整等
- ② 指導者、指導対象学年
- ③ 教科（単元・題材）
- ④ 指導内容（範囲）、評価
- ⑤ 実施時期、時間
- ⑥ 指導体制（T・T、後補充等）
- ⑦ 保護者等への周知

相互の乗り入れ指導の実際

- ・小学校から〔6年担任教諭〕----->中学校1年生2クラス
→実施状況 6月：書写（楷書体：計2時間）、12月：書写（行書体：計2時間）
- ・中学校から〔理科担当教諭〕----->小学校6年生2クラス、理科クラブ
→実施状況 7月：理科クラブ（1時間）、12月：理科（計6時間）

④ 相互の乗り入れ指導の実施

小学校教員が中学校の書写に、中学校教員が小学校の理科などに乗り入れ指導を実施しました。

「速書、字形、筆づかいに気を付けて行書で書こう」（中学校書写）



【生徒の感想】
とても分かりやすく楽しい授業でした。書道専門の先生に教えてもらえてよかったです。

「学んだことを使って、てんぴんを作ろう」（小学校理科）



【児童の感想】
中学校は、今回の授業のような方法で理科の学習をしていることが分かりました。

A 異学年交流の取組により、次のような成果が期待できます。

- ① 家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている中で、異学年交流によって社会性（思いやりの心、コミュニケーション能力等）やリーダーシップを育成することができる
- ② 異学年で学ぶことが、新しい気付きや既習事項の振り返り、学習意欲の向上につながる
- ③ 児童の中学校生活に対する不安感の軽減により、小学校から中学校への移行がスムーズに行われ、学校段階間のギャップの解消につながる
- ④ 単独の小学校及び中学校では確保できない、十分な集団規模を確保して教育活動を行うことができる
- ⑤ 人間関係が固定化してしまうことによる悪影響を抑え、多様な人間関係を構築できる
- ⑥ 異校種の教員が必然的に連携し理解し合わなければならない場面が増え、協力関係が構築される

また、異学年交流を実際に行うことにより、次のような児童生徒の成長の姿が期待できます。

- ① 友達や下級生に優しくできる児童生徒が増加する
- ② 相手の気持ちをよく考えて付き合おうとする児童生徒が増加する
- ③ 中学校の生徒の責任感や自己肯定感が高まり、学校全体が落ち着く

これらの内容を踏まえ、どういったねらいに焦点を当てるか、目指すねらいの達成に向けてどのような活動をどの学年や集団において行うことが最も効果的であるかを検討し、交流活動の内容や交流範囲を決めることが必要です。

5 その他

Q22 指導内容の入替えを行った場合、教科書は給与されるのですか。

A 指導内容の入替えにより、小学校で中学校の学習内容を履修する場合は、小学校段階で中学校の教科書の給与を受けることができます。

ただし、中学校では、小学校で給与済みの教科書を使用するため、新たには給与されません。



A 通常の小・中学校から小中一貫教育を実施している学校に転校する場合やその逆の場合に、学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じたりしないよう配慮する必要があります。

とりわけ義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校を始め、「6－3」と異なる学年段階の区切りを設けている学校や、教育課程の特例を活用する学校においては、転出入先の学校と綿密な引継ぎを行うとともに、児童生徒や保護者に対しきめ細やかに対応することが重要になります。また、こうした学校から通常の教育課程を編成する学校に転校する場合には、転校先でも同様の対応を行うことが求められます。

【転出入校間における引継ぎ】

- ① 指導要録に、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等を具体的に記載する
- ② 教科書の対応ページを記載するなど、通常の教育課程との違いを具体的に分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておく
- ③ 転出入時やその直前の学年での出来事だけでなく、それ以前に起きた事柄についても、きめ細かに申し送りを行う
- ④ 転出校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談を実施していた場合には、専門家の所見も確実に引き継ぐ
- ⑤ 転出入後も連携して対応できるよう、管理職や学級担任、専門家等の担当者間で連絡先を交換し、コンサルテーション体制を確立させる

【転出入する児童生徒や保護者に対する対応】

- ① 学校の雰囲気について話したり、使用している教科書や教材などを示したりしながら、特色ある取組や教育課程の違いについて、丁寧なガイダンスを行う
- ② 事前に学校を見に来てもらったり、校舎を案内したりする
- ③ 質問や心配事の有無等を確認した上で、児童生徒や保護者の疑問や不安を解消する機会を十分に設ける
- ④ 転出入校それぞれにおいて、管理職や学級担任、専門家等の相談窓口の連絡先を一覧にまとめて渡す
- ⑤ 意識的に転出入する児童生徒と話をする機会を設けたり、連絡帳などを通じて保護者とこまめに情報交換したりする

Q24 小学生が中学校の部活動へ参加することは可能ですか。

【関連内容】P 60～62

A 参加の仕方は学校としての方針や施設の形態によって様々ですが、例えば、小学校高学年において、

- ① 中学校の部活動の見学の機会を年間複数回設定する
- ② 週数回、中学校の部活動に参加することを認める
- ③ 小学校高学年の児童が中学校の部活動に本格的に参加することを認める
- ④ 小学校において発達の段階に即した独自の部活動を行い、中学校への円滑な接続を図る
(例：タグラグビー、ミニバスケット等)

などの取組が考えられます。

導入に当たっては、一般に次のような点に留意する必要があります。

- ① 少年団活動が盛んな地域等においては、小学校の児童に参加を認める部活動の種類を精選するなどして、地域の活動との整合性を図ること
- ② 小学校の児童の身体の発達の段階を十分に踏まえ、スポーツ障害などが起こることのないよう過度な練習は避けること
- ③ 活動日数や1回当たりの実施時間も子どもの実態や発達の段階を踏まえて必要な差異を設けること
- ④ 競技によっては小学校と中学校でルールに違いがあるため、用具や活動場所を適切に調整すること(ボールの大きさ、用具の重さ、コートの高さやネットの高さ等)
- ⑤ 教育課程外の活動であるため、参加は希望制が基本であること
- ⑥ 特に新たに導入する場合においては、他の様々な特色ある取組と同様、保護者や地域に丁寧に説明し、十分な理解と協力を得ること

【学業の優先はもとより、発達の段階を踏まえて過度な練習を避ける、教職員の過度な負担を避けるなどの観点から留意する点】

- ① 適切な休養日を設ける
- ② 活動時間を適切に設定し徹底する
- ③ 定期試験前などは十分な余裕をもって活動停止期間を設ける
- ④ 教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、児童生徒にとって多様な経験の場となるよう地域の人々や団体との連携を図る

Q25 義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校では、教員の多忙感が増えますか。

【関連内容】P 100、101

A 国の「小中一貫教育等についての実態調査」の結果によると、9年間をひとまとまりと捉えた学校教育目標とカリキュラムを策定するなど、小中一貫教育を実施している学校の方が、「教職員の仕事に対する満足度が高まった」「校務分掌等、学校運営の効率化につながった」という項目で成果を認識しています。しかし、小中一貫教育の実施に伴い、教員の多忙感が増すのではないかとということも、よく聞かれる懸念です。

小中一貫教育のような学校全体に大きな変化をもたらす取組を行う際には、校長をはじめとした管理職が、学校にとっての取組の意義を深く理解し、教職員に分かりやすく伝えることや、既存の校務や教職員の役割分担を大胆に見直したり明確化したりするなど、マネジメント力を発揮することが必要です。

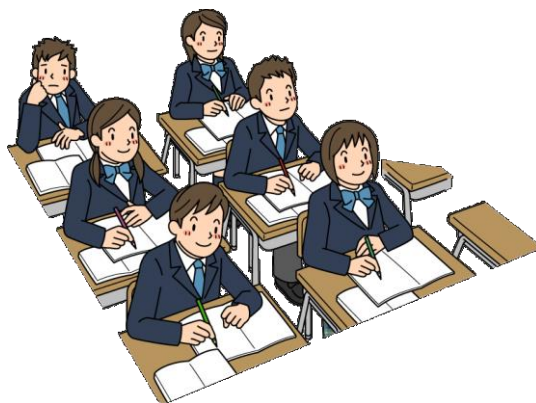
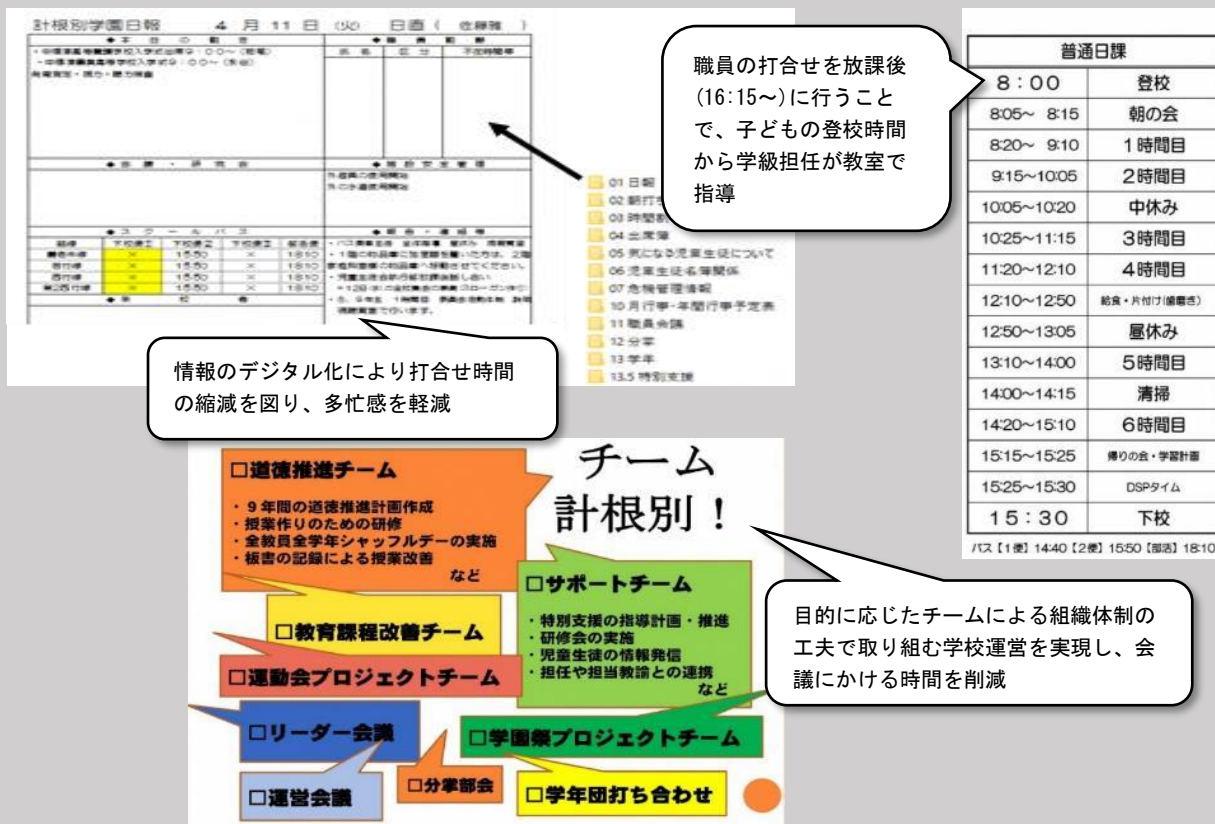
小中一貫教育の導入当初は、初めての取組に教員が戸惑ったり、取組に慣れるまでに時間がかかったりすることも想定されますので、例えば、学校としての研究課題を小中一貫教育に関わることに絞ることなどにより、小中一貫教育の意義やねらいを全教職員で理解し、学校全体で取組を進めることが考えられます。

また、はじめは課題解決のための目的が明確で、学校全体で取り組む意欲が高かった活動も、中心となっている教員が異動したり、前年踏襲の行事が増えたりする中で、こなすこと自体が目的となり、教職員のやらされ感や負担感につながってしまっている場合もあります。

管理職を中心に、小中一貫教育として取り組んでいるそれぞれの活動について、どういった意義があるのか、改善点はないかなど、教職員全体の意識の共有を図るとともに、それぞれの教職員の持ち味を一層活かされるよう学校運営の工夫を図りながら、取組を進めていくことが重要です。

【教職員の多忙感の軽減に向けた取組（中標津町の例）】

打合せの時間の工夫による朝の子どもとの触れ合いの時間の確保や、全教職員で共通理解を図った学校運営により、教職員の多忙感の軽減に向けた取組を進めています。



◆国委託事業「小中一貫教育推進事業」推進地域・協力校

推進地域	協力校	
当別町	当別町立当別中学校	当別町立当別小学校
	当別町立西当別中学校	当別町立西当別小学校
旭川市	旭川市立旭川中学校	旭川市立旭川小学校
白糠町	白糠町立白糠中学校	白糠町立白糠小学校
	白糠町立茶路中学校	白糠町立茶路小学校
	白糠町立庶路中学校	白糠町立庶路小学校
中標津町	中標津町立計根別学園	